

平成30年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年9月6日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年9月6日（午前8時45分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉保健課長	岡田 美和
代表監査委員	山下 幸生	水道課長	山下 弘文
副 町 長	藤田 心作	産業振興課長	山下 喜市
総 務 課 長	西岡 一義	建設課長	北村 晴紀
防災環境課長	中西 章	会計管理者兼出納室長	中井 均
まちづくり推進課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会事務局長	作野 和幸
住民生活課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	中川美知彦	書 記	阪口 昇吾
書 記	井口 由子	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第39号～議案第54号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第39号～議案第54号）
- 日程第6 質疑（議案第39号～議案第54号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第39号～議案第51号 請願第1号～請願第4号）

上程議案

- 議案第39号 平成30年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第40号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成30年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成29年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成29年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成29年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成29年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成29年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第52号 教育長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第53号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第3号 平成29年度 度会町財政健全化判断比率について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める請願
- 請願第4号 防災対策の充実を求める請願

◎開会の宣告

（9時18分）

- 議長（八木 淳） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、平成30年第3回度会町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

3番 溝口周生 議員

4番 岡村広彦 議員

◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から9月18日までの13日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成30年5月分、6月分及び7月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のため、「議会開催中の写真を撮影したい」との申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。皆様の御協力をお願いいたします。

◎議案の上程(議案第39号～議案第54号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第39号から議案54号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

◎提案理由の説明(議案第39号～議案第54号)

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 順一) 皆さんおはようございます。

平成30年第3回の度会町議会の定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中を、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

皆さんも御承知のように、まず、冒頭に当たりまして、今日、大変胸の痛い、ニュースが入っております。北海道の安平町を中心とした内陸型の地震が6強ということで報告を受けております。

その隣のところで、厚真町というところで土石流が発生しまして、数人お亡くなりになっているのか、ちょっと行方不明の方がお見えになるということでございますので、心からお見舞いを申し上げますとともに、この被害が続出して、だんだん明るくなりまして、明らかになってきますけれども、なるべく大きな被害が出ないようにと願いたいと思います。

また、皆さん方にはいろいろ御心労をおかけてしておりますけれども、去る9月4日の台風21号が大変大型の台風で、風台風ということで非常にスピードが速く、ただ、雨雲が非常に厚く広がりがなかったということでございますが、強風地域が非常に幅広くありました点で、スピードが速い上に短かったんですけども、かなりの被害をもたらしております。

そんな中で当町におきまして、大きな被害というのは、まず人命尊重を中心にずっと対策を設けてまいりましたけれども、皆さんの御尽力、いろいろ御協力のおかげで度会町の場合は、人命は今のところなかったという報告でございますし、また、今年の台風21号、同じ号数でございますけれども、大きな農林業の施設等に被害をもたらしましたが、その回復もほぼ終わってきたかなと思つる矢先に、またこうして台風21号、同じ号数ですが1カ月も早いというような台風の多発のシーズンでございます。

そんな中で、今のところまだ農林業の被害というものの報告は受けておりませんが、それぞれまとめたところで今回の台風の特徴から申し上げますと、被害としましては、一部の地域におきましては住宅の屋根瓦が飛んだ、あるいは車庫・倉庫が潰されたとか、二次災害で車がだめになったという報告も受けております。そういった被害を受けられた方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、今回の台風の特徴の中でも風倒木が非常にたくさん多発しまして、生活あるいは交通上支障のないようにということで、いせしま森林組合の協力も得まして、何とかしのいでおります。

そんな中で、停電につきましては、中部電力さん全力を挙げているということの報告を受けておりますので、この議会をおかりしまして、懇談会でもお話しましたが、大変、度会町の中で本当に不都合・不自由だと思いますけれども、中川地区の麻加江地区と立花地区につきましては、まだ復旧が一応の見通しとしましては、午前0時ころということになっておりますんですけども、いましばらく皆さんに御辛抱を願いたいということ、私のほうからも、またお願いをしておきたいと思

ます。間もなく復旧になろうかと思っております。全力を挙げてるという中電の報告でございます。

それと、また今後、これからまだまだ9月から以降、本格的な台風シーズンの到来を迎えます。そんな中で、議員の皆さん方、それから、また自主防災会の皆さん方とともに、普段から言っている自助・共助・公助の役割分担の中での総合計画を一層、こういった経験を踏みながら度会町も災害を少なく済むように努めてまいりたいと、その努力をしていきたいと思っております。台風ごとに課題が見えてきましたら、それを内部協議をして、次へつないでいくという方向と、皆さん方の、いわゆる行政だけでは難しいですので、伊勢の消防署の度会出張所、あるいは地元の消防団の方々、または伊勢警察署の駐在所の方々の協議も、協働でやれる団体になってまいりました。

そんな中で、地球温暖化の非常に全体での問題でございますけれども、あすは我身でございますので、どうか、住民の皆さん方におかれましても、今後、この災害シーズンに備えまして、行政の聞きにくいかもわかりませんが、防災無線並びに文字放送等、あるいは携帯なんかでござらんになった上で、十分注意をしていただきまして、また、そういった立場に当たりまして、災害が来た場合は、遠慮なく行政の窓口のほうへ早目の避難を心がけていただきたいと思いますので、自主防災会を通じて、あるいは区長さんを通じて、行政の窓口のほうへと問い合わせを遠慮なくしていただくように、お願いをしておきたいと思っております。

それでは、本会議の提案いたしました議案について、御説明をさせていただきます。

本定例会に提案いたしました議案、補正予算4件、決算認定7件、条例関係1件、その他4件の合計16議案をお願いしたいと思います。

なお、報告第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により「平成29年度度会町財政健全化判断比率につきまして」監査委員さんの意見を付して報告をさせていただきますのでございます。

それでは、議案の順に従いまして、それぞれの概要を御説明し、提案理由とさせていただきます。

最初に、議案第39号 平成30年度度会町一般会計補正予算（第2号）でございますが、今回、歳入歳出それぞれ1,510万6,000円を追加し、予算総額を38億9,219万2,000円といたすものでございます。

このたびの補正予算は、平成29年度事務事業実績に伴う国・県の支出金及び人件費の精算、学校給食センターの修繕費用などが主なもので、財源としては、主として平成29年度の繰越金を財源充当といたしております。

それでは、歳入科目の順に、主要な歳入について御説明をいたします。

まず、9ページ、款18繰越金では、前年度繰越金1,964万円を追加計上しております。

次の款19諸収入、項3雑入、目1雑入、節2民生費雑入では、社会福祉協議会へ委託した、平成29年度の障害者地域生活相談支援事業の実績に基づきまして、町への返還金としては64万8,000円を計上しております。

次に、款20町債、項1町債、目3土木債では、町道脇出2号線改良工事に当たりまして、辺地対策事業債を増額し活用すべく、節1道路橋梁整備事業債に90万円を計上し、次の10ページのみ4臨時財政対策債では、臨時財政対策債の発行可能額が1億1,390万円に決定されましたことから、660万円を減額をしております。

なお、これらを地方自治法第230条により、5ページの第3表地方債補正として変更しておりますので、御高覧をお願いをしたいと思います。

以上で、歳入の説明といたします。

続きまして、歳出科目の順に主なものについて、御説明を申し上げます。

まず、11ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当等では、正規職員の育児休業等に伴い、必要となる時間外勤務手当及び7月の西日本豪雨災害の復旧のために、関係機関からの要請によりまして被災地方公共団体へ派遣する町職員の時間外勤務手当を合わせて152万7,000円を計上しております。

節7の賃金では、7月に退職をしました正規職員の業務を遂行するため、臨時事務職員の賃金として118万3,000円を計上しております。

また、この正規職員の退職手当特別負担金としまして、節19負担金補助及び交付金に130万2,000円を計上しております。

目4の財産管理費では、町有施設の老朽化により当初想定していました、施設修繕料に不足を来す恐れがあるために、所要見込み額を、節15工事請負費に150万円計上しております。

次の目8諸費、節23償還金利子及び割引料では、平成29年度事務事業実績に基づき臨時福祉給付金等の補助金579万1,000円をはじめとする国、県へ返還すべき735万2,000円を追加計上しております。

次の12ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では358万5,000円を、また、13ページの款3民生費、項1社会福祉費、目4国民年金事務取扱費では79万7,000円を、職員の退職に伴い予算科目を含め調整する必要が生じたことから、それぞれ減額をしております。

次の項2児童福祉費、目4児童福祉施設費では、本年3月末及び8月に退職をしました保育士に係る人件費を減額し、過年度の支給分として要する時間外勤務手当及び14ページに続く、臨時保育士の賃金の追加などの調整を図って480万2,000円を減額しております。

次の15ページ、款7 土木費、項4 施設管理費、目4 遊水プール鏡運営費では、受電設備等修繕に要する73万6,000円を、節11 需用費に計上をしております。

次に16ページ、款9 教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費では、度会町スポーツクラブに所属する少年ソフトボールや陸上競技における東海大会、全国大会等への参加補助金として、節19 負担金補助及び交付金に69万1,000円を計上しております。

次の目3 学校給食施設費では、度会中学校校舎前の陥没を調査したところ、学校給食センターの設備に原因がある可能性が大きいために、これを復旧するための費用として、節13 委託料に56万2,000円を、節15 工事請負費に702万円を計上しております。

以上、歳出についての説明といたします。

なお、4 ページにつきましての第2表の債務負担行為の補正には、平成31年度から平成32年度までの2カ年にわたっての町立小・中学校の外国語指導助手を、平成30年度中に決定をすべく、外国語指導助手派遣業務を限度額2,000万円として、お願いをいたしております。

以上、議案第39号の説明といたします。

続きまして、議案第40号 平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回、歳入歳出それぞれ1,680万1,000円を追加し、予算総額を8億5,382万2,000円といたすものでございます。

歳入の主な内容としましては、6 ページに、款6 繰越金には、前年度繰越金の1,646万1,000円を追加計上しております。

次に、歳出の主なものは、8 ページ、款8 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目5 療養給付費等負担金償還金に、平成29年度の療養給付費等負担金が確定したことから、返還金として1,424万7,000円を追加計上しております。

続きまして、議案第41号 平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回、歳入歳出それぞれ1,071万9,000円を追加し、予算総額を9億8,995万7,000円といたすものでございます。

まず、6 ページからの歳入におきましては、平成29年度地域支援事業交付金精算に伴いまして、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節2 過年度分に107万7,000円を、7 ページの款5 県支出金、項2 県補助金、目4 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節2 過年度分に102万6,000円を追加計上しております。

また、6 ページの款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金に、平成

29年度の介護給付費精算に伴いまして、追加の交付分810万3,000円を計上しております。

次に、歳出につきましては、県の介護給付費負担金に追加があったことから、8ページ、款3基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節25積立金に、介護給付費準備基金積立金として223万6,000円を計上しております。

次の9ページ、款4地域支援事業費、項3総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節19負担金補助及び交付金に計上していましたが、介護予防を目的に各地域のボランティアが、主体となり実施している寄ってこカフェに関する予算を、次の目2一般介護予防事業費に移行するために、94万4,000円を、まず減額をし、目2一般介護予防事業費、節19負担金補助及び交付金に再計上するとともに、送迎サービスに係る補償保険等を新たに補助対象として加えるために、合わせて101万4,000円を計上をしております。

次の款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金、節23償還金利子及び割引料に、平成29年度介護給付費負担金精算に伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金として524万9,000円を計上しております。

次の項2繰入金、目1一般会計繰入金、節28繰入金では、平成29年度の一般会計繰入金精算に伴いまして、305万円を追加計上しております。

続きまして、議案第42号 平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

職員手当及びシステム改修に要する費用を、一般会計繰入金を財源とし、補正するものでございます。歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、予算の総額は2億35万円といたすものでございます。

次の議案第43号から議案第49号までは、平成29年度の各会計の決算につきまして、地方自治法などの規定により、監査委員さんの意見を付して議会の認定をお願いするものですが、詳細な内容につきましては、予算決算常任委員会等におきまして、関係課長、課長補佐、係長から説明をさせていただきますので、どうか十分な御審議を賜りますように、お願いをいたします。

まず、議案第43号 平成29年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の141ページ「実質収支に関する調書」のとおり歳入総額が37億4,259万5,031円、歳出総額34億9,785万7,114円で、歳入歳出差引額が2億4,473万7,917円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,791万4,000円を控除した実質収支額は、1億682万3,917円となりました。

続きまして、議案第44号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書33ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額10億6,595万5,430円、歳出総額9億2,660万8,937円、実質収支額が歳入歳出差引額と同額の1億3,934万6,493円となりました。

続きまして、議案第45号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書11ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額は187万6,946円、歳出総額は143万5,682円、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の44万1,264円となっております。

続きまして、議案第46号 平成29年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書31ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額8億8,803万2,812円、歳出総額8億7,707万3,816円、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1,095万8,996円となりました。

続きまして、議案第47号 平成29年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書11ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額2,201万8,840円、歳出総額2,038万4,295円、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の163万4,545円となりました。

続きまして、議案第48号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書15ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額は1億9,743万4,451円、歳出総額は1億9,740万3,294円、実質収支額、歳入歳出差引額と同額の3万1,157円となりました。

次に、議案第49号 平成29年度度会町水道事業会計決算の認定についてでございます。

収益的収入及び支出におきまして、収入は、決算書1ページのとおり2億9,118万157円、支出は、2ページのとおり3億3,116万2,313円、資本的収入及び支出では、収入が、3ページのとおり7,095万9,275円、支出が、4ページのとおり1億1,012万576円となりました。

続きまして、議案第50号 度会町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

多様化する住民ニーズ、また権限委譲などによる町長部局の事務量の増加に伴いまして、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。別紙の辺地における公共的施設の整備を推進するために、財政上の特別措置（辺

地対策事業債)を受け進めたく、平成30年度の計画において変更が生じたため、町議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更して定めて、これを総務大臣に提出するものでございます。

議案第52号 教育長の選任につき同意を求めることについてでございます。

現在就任中の中西正典氏の任期が、本年9月19日をもって満了しますことから、これまでの実績に応じ、引き続き中西正典氏を教育長として選任をいたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は3年間でございます。

議案第53号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在就任中の中村久生氏の任期が、本年11月末をもって満了することから、引き続き中村久生氏を委員として選任をいたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第54号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在就任中の内田幸男氏の任期が、本年12月末をもって満了することから、引き続き内田幸男氏を委員として選任をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上をもちまして、本会議の提出議案の概要説明とさせていただきます。

詳細につきましては、おってそれぞれの各委員会におきまして、それぞれの担当課から御説明を申し上げたいと思いますので、どうか、何とぞよろしく審議を賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長(八木 淳) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

(9時46分休憩)

(9時56分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑(議案第39号～議案第54号)

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第39号「平成30年度度会町一般会計補正予算(第2号)」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第39号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第40号「平成30年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第41号「平成30年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第42号「平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第40号、議案第41号及び議案第42号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第43号「平成29年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登 喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 登喜三雄です。

一般会計の決算の調書の作成、大変御苦労さんでございました。

御苦労に対しまして敬意を表させていただきます。

全体的なお話として3点ほど質問というより、御教示願いたいと思います。

まず、決算書3ページ、4ページ、それから同じく7ページ、8ページ、それから最後の141ページ、実質収支に関する調書。このページに関連いたしまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず、3ページ、4ページにつきましては、一番下段なんですけれども、歳入合計といたしまして、予算現額、調停額、収入済額それと予算との対比等々が調整されております。

私は決算額につきましては、監査委員さんも十分審査をされておりますし、また職員の皆さんはじめ、御苦労をかけられた決算だと思っております。話題にいたしたいのは最後の段の予算と、それから収入済額との比較といたしまして、1億円余りが予算上不足するという話。

それから、7ページ、8ページにつきましても、合計の話といたしまして、予算現額に対しまして、支出済額との対比が3億4,600万円余り不用額となると。

ただ、その内容につきましては、歳出の方につきましては、翌年度へ繰り越す額が1億4,900万円余りございますので、実際、実質的にはその隣の欄の不用額1億9,600万円余りが不用額となることだと思っております。

それから、最後のページにつきましては、質問の趣旨といたしましては、繰越明許額1億3,791万4,000円についてを項目といたしたいと思っております。

まずは、歳出の合計の話からなんですけれども、今、申し上げましたように、翌

年度への繰り越しを除きまして、予算対比不用額が1億9,600万円余りと。この主たるものにつきまして、全体的なお話として聞かせていただきたいと思います。

一方、歳入につきましては、3ページ、4ページの1億円余りの予算上の不足額なんですけれども、これは歳出の不用額と連動しているということと我想いますけれども、基本的に歳入につきましては、収入済み額が下回るような予算編成となっております。どういうことが要因になっていたのかについて、お教えいただきたいと思います。

それと、最後3点目、最後の実質収支に関する調書の1億3,791万4,000円の繰越明許額と、7ページ、8ページの翌年度繰越額1億4,988万円との差について、どういう内容かについて、質問をいたします。

以上です。

○議長（八木 淳） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） それでは、登議員さんの質問にこの場でお答えをさせていただきたいんですが、少し分析をしてお答えをさせていただきたいと考えておりますので、しばらく時間をいただけませんでしょうか。

私よりも詳しいものと、しっかり相談をした上でお答えをさせていただきたいと思っておりますので、しばらくお待ちいただくことができないかというお願いをさせていただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） 登 喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 協調させていただきます。

私の質問の根底にありますのは、予算と決算の基本的な話といたしまして、町長さんには予算の提案権、執行権がございますし、我々議員には予算の議決権が付与されております。

それで、自治法、省令等におきまして、予算というのは総計予算主義をとりなさいと。必要な歳出を全て計上しなさい。歳入につきましては、それに見合う財源を全て計上して、歳入歳出それぞれ同額でもって予算編成をするというのが、自治法上の原則だと、私は理解しております。

例えば、予算額、これは必要なものとして計上されまして議決をされますと、これを100%執行したときには、歳入が同額ですので歳入予算に対して不足を生じるようなことがあれば、いわゆる赤字になる。自明の理なんですけれども、そういった意味から、私は歳入予算で、不足を生じるような予算編成のあり方について、常々疑問をもっております。今までの決算におきましても、何度か議論をし、指摘をさせていただいております。例えば平成29年度の決算を見ましても、3ページ、4ページに戻りますけれども、ここで、例えば繰入金金が5,000万円余り、それから、町債が1,000万円余り、これが予算上不足をしております。そのような決算調書に

なっております。

やはりこれらにつきましては、歳出の見込みが立てば、決算見込みが立てば予算上、これは調整することが可能であったのではないかな。そういうところが予算の編成権と、予算の議決権、我々に付与されました議決権におきまして、少し慎重に考えていただきたいなというのが、私の質問の趣旨でございます。総務課長の申し出につきましては、了解をいたしました。

○議長（八木 淳） そういうことで、総務課長また後からきちんと説明してあげてください。

ほかにございませんか。

○6番（登 喜三雄） 議長、何やったら予算決算常任委員会の冒頭でも結構。

○議長（八木 淳） それは、任せますので、冒頭じゃなくてもごめんしてあげてください。何か調べるらしいので、ちょっと時間のほうが何かかかりそうなので、ほかにございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第43号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第44号「平成29年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第45号「平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「平成29年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第44号、議案第45号及び議案第46号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第47号「平成29年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第47号及び議案第48号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第49号「平成29年度度会町水道事業会計決算の認定について」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第49号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第50号「度会町職員定数条例の一部を改正する条例について」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第50号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第51号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第52号「教育長の選任につき同意を求めることについて」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第52号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第53号「度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第54号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第53号及び議案第54号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

これで、議案に対する質疑を終わります。

◎常任委員会付託(議案第39号～議案第51号 請願第1号～請願第4号)

日程第7 ただいま議題となっています、議案第39号から議案第51号については、

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件であります議案第52号「教育長の選任につき同意を求めることについて」、議案第53号「度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第54号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号及び議案第54号の3議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、今期定例会において、本日までに受理いたしました請願4件については、お手元に配付いたしております請願書の写しを請願文書表のとおり所管常任委員会に付託いたしますので、審査をお願いいたします。

◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(10時11分)